

国際物流特区

都道府県名：	神奈川県	
申請主体名：	横浜市	
区域の範囲：	横浜港臨港地区（横浜市金沢区八景島の全域を除く。）及び特別工業地区（金沢産業団地地区及び鳥浜工業団地地区）	
特区の概要：	横浜港において、国際基幹航路の受け入れに対応した高規格コンテナターミナルの整備とともに、港湾利用コストの低減化や、リードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により、使いやすいみなとづくりを実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた産業活性化の推進を図る。	
適用される規制の特例措置：	<ul style="list-style-type: none">・ 臨時開庁手数料の軽減・ 税関の執務時間外における通関体制の整備・ 特定埋立地の所有権移転制限期間の短縮（10年 5年）	



【南本牧ふ頭・本牧ふ頭・大黒ふ頭】



【南本牧ふ頭】